

会議の公開について

湖北広域行政事務センター新一般廃棄物処理施設整備運営事業者選定委員会

湖北広域行政事務センター情報公開条例(平成17年湖北広域行政事務センター条例第9号)第26条に定める附属機関等の会議の公開については、附属機関の会議の公開等に関する要綱(平成18年長浜市告示第7号)第2条第1項に基づき、下記のとおりとする。

1 会議は公開を原則とし、以下の場合は例外とします。

- (1)新一般廃棄物処理施設整備運営事業者の審査(評価)については、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れがあるため、湖北広域行政事務センター情報公開条例第7条第5号に該当することから、非公開とします。
- (2)事業者の説明(プレゼンテーション・質疑応答)については、複数の応募者があった場合、事業者の説明(プレゼンテーション・質疑応答)を競合する事業者が事前に聞くことは、競争上の地位その他正当な利害を害する恐れがあるため、湖北広域行政事務センター情報公開条例第7条第2号アに該当することから、事業者の条件を同じく公平性を保つため、当該事業におけるプレゼンテーションおよび質疑応答を非公開とします。
- (3)新一般廃棄物処理施設整備運営事業者の参加資格審査及び優先交渉者選定については、事業に関する情報であって、公にすることにより、契約、交渉または争訟に係る事務に関し、センターの財産上の利益または当事者としての地位を不当に害するおそれがあるため、湖北広域行政事務センター情報公開条例第7条第6号イに該当することから、非公開とします。
- (4)上記のほか、個人情報保護の観点から会議を非公開とすることが望ましい場合など、湖北広域行政事務センター情報公開条例第7条各号に該当すると認められる場合は、個々の事案に即して会議の公開・非公開を判断します。

2 会議の傍聴要領

別紙のとおりとします。

3 傍聴定員

10人とします。(定員を超えた場合は、先着順とします。ただし、長浜市、米原市民の方を優先します。)